

佐渡市一般競争入札共通公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐渡市財務規則（平成 16 年佐渡市規則第 54 号）第 154 条の規定に基づき、建設工事の一般競争入札について必要な事項を公告する。

なお、この公告は、別に定めるものを除くほか一般競争入札に係る公告のうち、一般的項目及び共通項目について定めたものであり、その他の公告事項は、個々の建設工事の概要等が決定次第、別に公告する。

平成 20 年 4 月 24 日

佐渡市長 高野宏一郎

1 対象工事

この公告に係る対象工事（以下「対象工事」という。）は、下記（1）から（3）までのすべてに該当する建設工事とする。ただし、入札参加資格者が 8 者未満の場合、特殊な機械等が必要となる場合又は市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- （1） 予定価格が 130 万円以上 1 億 2000 万円未満の工事
- （2） 普通難度の工事
- （3） 佐渡市内に営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。）を有する建設業者を対象として実施できる工事

2 個別公告

市長は、入札参加資格者に対して、対象工事に係る工事内容及び工事に該当する業者の等級等の概要を、この公告とは別に 7 日間公告するものとする。

（1） 工事内容

工事名	工事場所	工事概要	入札予定日
-----	------	------	-------

（2） 入札参加対象者

建設工事の種類	地理的条件	等級又は総合評点
その他		

（2） として表示する区域は、合併前の旧市町村の区域で表示する。

3 入札参加資格者の等級等

上記 2 の（2）の の等級の決定については、対象工事及び当該入札参加資格者の営業所の種別（「主たる営業所」又は「その他の営業所」をいう。）に応じ、下記（1）又は（2）とする。ただし、災害復旧に係る土木一式工事については発注標準（佐渡市建設工事入札参加資格審査規程（平成 16 年佐渡市告示第 73 号）に規定するもの。以下同じ。）に基づく等級以上の等級及び直近下位の等級とする。

(1) 発注標準に基づく単一等級

(2) 下記表の定めるところにより工事の種類及び規模に応じた等級等

土木一式工事及び建築一式工事

工事の規模	入札参加範囲
5,000 万円以上 12,000 万円未満	A、B
1,500 万円以上 5,000 万円未満	A、B、C
400 万円以上 1,500 万円未満	B、C、D
130 万円超 400 万円未満	C、D

舗装工事

工事の規模	入札参加範囲
130 万円超 3,500 万円未満	A、B

電気工事

工事の規模	入札参加範囲
900 万円以上 2,000 万円未満	A、B
300 万円以上 900 万円未満	A、B、C
130 万円超 300 万円未満	B、C

管工事

工事の規模	入札参加範囲
900 万円 (1,500 万円) 以上 4,000 万円 (5,000 万円) 未満	A、B
300 万円以上 900 万円(1,500 万円)未満	A、B、C
130 万円超 300 万円未満	B、C

管工事のカッコ内は、水道管渠の工事に係るものを示す。

その他の工事

工事の規模	入札参加範囲
5,000 万円以上	総合評点が 678 点以上の者
1,500 万円以上	総合評点が 617 点以上の者
1,500 万円未満	総合評点が 1 点以上の者

「総合評点」とは、平成 19 年度・20 年度入札参加資格者名簿に登載された者の当該名簿に登載された総合評点をいう。

4 入札参加資格者の条件

(1) 主体条件

単体企業にあっては、以下の要件のすべてを満たすものであること。経常共同企業体にあっては、構成員のすべてにおいて 及び の要件を、代表構成員において の要件を満たすほか、経常共同企業体として 及び の要件を満たすものであること。

佐渡市建設工事入札参加資格審査規程（平成 16 年 3 月 1 日佐渡市告示第 73 号）第 2 条第 1 項各号又は第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に該当しないこと。

上記2の個別公告（以下「個別公告」という。）で公表される対象工事（以下「公表対象工事」という。）に係る「営業所の区域」に営業所（個別公告にある公表対象工事の「建設工事の種類」に該当する建設業の許可を得た建設業法第3条第1項のものをいう。以下同じ。）を有すること。

平成19・20年度入札参加資格者名簿に登載されており、同入札参加資格者名簿において公表対象工事に係る「建設工事の種類」及び「等級」を有する者であること。

現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の適正な配置ができること。

本件工事に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本件工事の入札日までの間において、佐渡市から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

営業所の種類のうち「その他の営業所」を有する者については、平成20年4月1日以降引き続き佐渡市内に当該営業所を有する場合で次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に対応する同表下欄に掲げる従業員（佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を有するときは、上記及びの規定にかかわらず、その営業所の区域及び等級につき公表対象工事に係る「主たる営業所の場合」を適用する。

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
30人	30人	10人	10人	10人

（2） その他条件

経常共同企業体は、同一入札において構成員が単体企業として参加しているときは、当該入札に同時に参加できないものとする。

5 入札参加手続き

（1） 資格確認の申請

入札参加の確認を希望する者は、次により指定する期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を以下により提出し、入札参加資格確認を受けなければならない。

提出日時 個別公告に定める期間の各日の全日。ただし、当該個別公告に定める期間の最終日においては午後5時までとする。

提出先 佐渡市企画財政部契約検査課契約係指定の電子メールアドレス

提出書類 入札参加資格確認申請書(様式1)

添付書類（初度の提出内容に変更のない場合は、同一年度内において2回目以降の提出は不要）

従業員調書(様式2。提出は、上記4の(1)の に該当する営業所に限る。)

提出方法 事前に本人から届出のある電子メールアドレスからの当市指定の電子メールアドレスへの送信による。

（2） 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、上記申請書の受付日で確認を行う。

その結果については、すみやかに決定し、一般競争入札資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により電子メールで通知する。

入札参加資格の確認がされなかった者に対しては、その理由を付記し、電子メールで通知する。

(3) 設計図書（内訳明細書等、図面及び仕様書）の閲覧等及び質疑

閲覧等

設計図書の閲覧については佐渡市役所 3 階閲覧場所において行う。

閲覧用の設計図書は、電子データのみで用意する。

質 疑

現場説明会は原則として開催しない。質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を提出しなければならない（開催する場合は、個別公告にその旨を記載する。）。

ア 提出方法 質疑事項（様式は任意）を当市指定の電子メールアドレスへ送信することによる。

イ 提出期限 入札日前週の火曜日の午前中まで

ウ その他 電話・FAX での質疑の受け付けはしない。

回答は質疑の提出期限の翌日の午後までに、該当入札に参加する者すべてに対し、事前に届出のある電子メールアドレスあて回答書を送信する。

(4) 文書の併用

入札参加資格の確認等に係る申請及び通知については、上記のとおり、原則として電子メールによる電子情報の送受により完結するものであるが、当分の間、電子機器等の環境整備完了までは文書による送受も可とする。

6 その他

(1) 契約保証金

佐渡市財務規則第 145 条及び第 146 条の規定による。

(2) 入札保証金

佐渡市財務規則第 157 条から第 160 条の規定による。

(3) 入札を無効とする場合に関する事項

佐渡市財務規則第 168 条の規定に該当する場合のほか申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件及び入札執行に係る関係規定に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格確認者であっても、開札のときにおいて佐渡市の指名停止を受けているもの、その他開札のときにおいて資格のないものは、入札参加資格のない者とする。

(4) 入札を中止する場合に関する事項

佐渡市財務規則第 172 条の規定に該当する場合のほか、個別公告の入札参加資

格確認者又は入札参加者が2者以内のときは入札を中止する。

(5) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前号の規定による。

(6) 前払金

佐渡市財務規則第93条第2項及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(7) 部分払金

佐渡市財務規則第152条及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(8) 入札書

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 予定価格

確認通知書に表示し、通知する。

(10) 最低制限価格

最低制限価格は、予定価格が300万円以上の建設工事の入札にあたり設定する。ただし、個別公告で別に定めた場合はこの限りでない。

(11) 落札者の決定方法

上記(9)の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(12) その他

入札参加者は、この公告に定めるもののほか、佐渡市財務規則その他の関係規定を遵守することとする。

書類に虚偽の記載をした場合においては、建設工事の指名停止措置に準じ措置を行うことがある。

予定価格が1000万円以上の入札にあたっては、工事内訳書を提出しなければならない。

入札参加資格確認後、開札までの間に入札を辞退する場合は、書面で届け出なければならない。

入札参加資格確認以後の入札手続については、別に「入札、契約の手引き」により事前に確認すること。

様式 1

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者

平成 年 月 日付けで公告のあった次の工事の入札参加資格について確認されたく、申請します。

工事番号 :

工事名 :

工事番号 :

工事名 :

工事番号 :

工事名 :

様式2

佐渡市に住所を有する従業員調書

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者

当営業所の建設業に従事する者で、佐渡市に住所を有する者の状況は、次のとおり相違ありません。

	氏名	住所		氏名	住所
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		